軽自動車税の税率が変更されました

税務グループ(☎851155) 問い合わせ

原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車など

平成28年度から、次の新税率が適用されます。

	区分	新税率	旧税率
原動機付自転車	総排気量50cc以下(ミニカーを除く)	2,000円	1,000円
	総排気量50cc超~90cc以下	2,000円	1,200円
	総排気量90cc超~125cc以下	2,400円	1,600円
	ミニカー(三輪以上)	3,700円	2,500円
軽二輪車	総排気量125cc超~250cc以下	3,600円	2,400円
	専ら雪上を走行するもの	3,000円	2,400円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円	1,600円
	その他のもの	5,900円	4,700円
二輪の小型自動車	総排気量250cc超	6,000円	4,000円

三輪・四輪以上の軽自動車

自動車検査証に記載されている『初度検査年月』により、税率が異なります。次の【イ】と【ウ】に該当 する車両は、平成28年度から新税率が適用されます。

区 分			税率		
			初度検査年月の記載が 平成27年3月以前であ る車両【ア】	初度検査年月の記載が 平成27年4月以降であ る車両【イ】	初度検査年月から13年 を経過した車両【ウ】 (重課)
三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円	
四輪以上のもの	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

- 【ウ】に該当しない車両については、税率の変更はありません。 ※【ア】に該当する車両のうち、
- ※【イ】に該当する車両は、次の『グリーン化特例(軽課)』に該当する場合があります。
- ※【ウ】に該当する車両は、【ア】と【イ】に関わらず、【ウ】の税率が適用されます。ただし、電気軽自動車、天 然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併 用軽自動車、被けん引自動車は除きます。
- ※平成28年度で【ウ】に該当する車両は、初度検査年月が平成14年以前の車両です。

グリーン化特例(軽課)

初度検査年月が、平成27年4月から平成28年3月までの車両のうち、排出ガス基準や燃費性能の優れた車 両については、平成28年度の1年間に限り、次の税率が適用されます。

R A		税率			
区分			【工】	【才】	【力】
三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円	
四輪以上のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円

- 【工】電気軽自動車または天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10公低減)
- 【オ】乗 用:平成17年排出ガス基準75歇低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20歇達成車
- 貨物用:平成17年排出ガス基準75㎞低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35际達成車
- 【カ】乗 用:平成17年排出ガス基準75㎞低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車
 - 貨物用:平成17年排出ガス基準75㎞低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15㎞達成車
- ※【才】と【力】については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。
- ※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

軽自動車税の納期は5月31日火です。忘れずに納めましょう。